

令和2年 教育委員会

第21回 定例会 議事日程

令和2年12月22日（火）

第1報 告

【 子育て推進課 】

- (1) ひとり親世帯臨時特別給付金の再給付について

【 児童・家庭支援センター 】

- (1) 番町小学校内学童クラブ及び番町小学校放課後子ども教室（遊び）運営事業者の選定結果について

【 学務課 】

- (1) 千代田区立学校における新型コロナウイルス感染症対策等ガイドラインについて

【 指導課 】

- (1) 令和2年度千代田区小学校「達成度調査」の結果について
- (2) いじめ、不登校、適応指導教室の利用状況（11月）
- (3) 令和2年特別区人事委員会による報告について

第2 その他

【 子ども総務課 】

- (1) 教育委員会行事予定表
- (2) 広報千代田（1月5日号）掲載事項
- (3) 教育広報かけはし第123号の発行

ひとり親世帯臨時特別給付金の再給付について

1 目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯については、子育てに対する負担の増加や収入の減少などにより特に大きな困難が心身等に生じていることを踏まえ、こうした世帯を支援するため、臨時の給付金（一時金）を再給付する。

2 対象者

令和2年12月11日時点で、下記のいずれかの要件を満たしていたことで、既にひとり親世帯臨時特別給付金の支給を受けている者

- (1) 令和2年6月分児童扶養手当受給者
- (2) 公的年金の受給による児童扶養手当不受給のひとり親世帯
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変したひとり親世帯

3 給付金額

1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円

4 給付手続

申請不要（区より給付対象者へ通知する。）

5 給付時期（予定）

令和2年12月25日（金）

番町小学校内学童クラブ及び番町小学校放課後子ども教室（遊び）運営事業者の選定結果について

番町小学校内学童クラブ及び番町小学校放課後子ども教室（遊び）事業について、令和3年4月1日以降の運営を行う事業者をプロポーザル方式で募集、選定した。

1 件名

千代田区立番町小学校内学童クラブ及び千代田区立番町小学校放課後子ども教室（遊び）事業運営

2 採否の決定した日

令和2年12月2日（水）

3 選定委員の構成

・委員長 子ども部長

・委員 児童・家庭支援センター所長

外部委員3名（放課後児童支援員認定資格研修講師、公認会計士、青少年委員）

4 プロポーザル参加者数

3者

5 選定事業者

事業者名：株式会社日本保育サービス

所在地：愛知県名古屋市東区葵3-15-31 千種ニュータワービル17階

代表者名：代表取締役 西井直人

6 事業概要

開設時期：令和3年4月1日

定員：40名程度

実施場所：千代田区六番町8番地（番町小学校内）

7 審査結果一覧表（575点満点、配点の6割以上で選定）

評価項目	配点 (115点×5人)	第1位	第2位	第3位
事業者評価	100点	100点	90点	70点
配置予定担当者評価	100点	80点	75点	70点
提案書内容評価	200点	163点	145点	126点
プレゼンテーション	175点	156点	137点	129点
合計	575点	499点	447点	395点

千代田区立学校における新型コロナウイルス感染症対策等ガイドライン

～ちよだの子ども健康を守るために～

【基本的な方針】

「千代田区立学校における新型コロナウイルス感染症対策等ガイドライン」は、国のマニュアルや東京都のガイドライン、その他関係法令等の考え方を基本とし、必要に応じて、千代田区教育委員会（以下、「教育委員会」という。）が、千代田保健所（以下、「保健所」という。）や学校と協議のうえ対応を決定する。

なお、本ガイドラインは、今後の国や東京都の方針及び感染状況等によって、内容等を変更する場合がある。

幼児は、このガイドラインに準じつつ、園の実情や発達を考慮した対応とする。

I 「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準と感染レベル

文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」から抜粋

地域の感染レベル	身体的距離の確保	感染リスクの高い教育活動	部活動（自由意思の活動）
レベル3	できるだけ2m程度（最低1m）	行わない	個人や少人数での感染リスクの低い活動で短時間での活動に限定
レベル2	1mを目安に学級内で最大級の間隔を取る	収束局面 感染リスクの低い活動から徐々に実施 拡大局面 感染リスクの高い活動を停止	感染リスクの低い活動から徐々に実施し、教師等が活動状況の確認を徹底
レベル1	1mを目安に学級内で最大級の間隔を取る	適切な感染対策を行った上で実施	十分な感染対策を行った上で実施

新型インフルエンザ等特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく緊急事態措置は、都道府県単位で行われる。

学校教育活動の実施の可否やあり方は、児童・生徒等及び教職員等の生活圏（主に児童・生徒等の通学圏や発達段階に応じた日常的な行動範囲とし、加えて、地域の実情に応じて保護者の通勤圏や教職員の居住地の状況も考慮する）におけるまん延状況により判断することが重要であるため、教育委員会は東京都の感染レベルに沿って対応する。

Ⅱ 学校における対応

1 登校時の健康観察等について

- (1) 感染レベルにより、各学校の判断で、児童・生徒が校舎に入る前に、家庭での検温結果及び健康状態を教職員が確認する。なお、確認できない場合には、学校で検温等を実施する。
- (2) 平常時よりも高い発熱等の風邪の症状がみられる場合又は咳や倦怠感等で体調が悪い場合は、保護者に連絡し、学校への迎えを依頼する。保護者が来校するまでは、他の児童・生徒と接することがないように、当該児童・生徒には、別室等で待機させる。
- (3) 教職員は、出勤前に家庭で検温し、健康状態を確認する。また、学校長は、「健康チェック表」等で、教職員の健康状態を確認する。

2 基本的な感染対策について

- (1) 児童・生徒は、原則、常時マスクを着用する。
(幼児は、発達や活動等を考慮した対応をする。)
- (2) マスクを忘れた場合や汚してしまった場合は、学校の判断により予備のマスクを児童・生徒に配付する。(幼児も必要に応じて同様の対応とする。)
- (3) 熱中症などの健康被害が発生する可能性が高い場合は、室内等の換気を十分に行うとともに、児童・生徒間の距離にも配慮し、必要に応じて、マスクを外す。
- (4) 外から教室等に入る時、掃除やトイレの後、給食の前後等には、30 秒程度かけて、水と石けんで丁寧に手洗いを行う。
- (5) 流水での手洗いができない場合は、アレルギー等に十分配慮し、手指用の消毒液を使用する。
- (6) 密閉空間、密集場所、密接場面が発生しないように換気や席の配置に配慮するとともに、児童・生徒の間隔を概ね 1 mを目安に空ける。
- (7) 昇降口付近や手洗い場、トイレ、教室など、校内の適切な箇所に石けんやアルコールを含んだ手指消毒液を設置し、手指の衛生を保てるようにする。
- (8) 児童・生徒が利用する場所のうち、特に多くの児童・生徒が手を触れる箇所(ドアノブ・手すり・スイッチ・窓枠・窓の鍵など)は、1 日に 1 回以上消毒液(消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム)を浸した布やペーパータオル等を使用して拭き掃除を行う。
- (9) 教職員の感染症対策については、児童・生徒と同様に取り組むほか、基本的には、国のマニュアルに定める対応を行う。

3 教育活動等における感染対策について

- (1) 支援が必要と思われる児童・生徒の早期発見・早期対応のために、すべての幼児・児童・生徒のストレス度を把握するとともに、教職員が児童・生徒の小さな変化を見逃さないような取組を行う。
- (2) 各教科の学習活動においては、「2 基本的な感染対策について」に定めるほ

か、児童・生徒が近距離で、「接触」・「密集」にならないよう留意する。また、できるだけ個人の教材教具を使用し、児童・生徒の貸し借りはしないこと。活動内容により、器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後の手洗いを徹底する。

- (3) 給食の実施に当たっては、「学校給食衛生管理基準」に基づいた調理作業や配食等を行うよう改めて徹底する。給食の配食を行う児童・生徒及び教職員は、下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無、衛生的な服装をしているか、手指は確実に洗浄したか等、給食当番活動が可能であるかを毎日点検し、適切でないと認められる場合は、給食当番を代えるなどの対応をとる。また、児童・生徒等全員の食事の前後の手洗いを徹底し、会食にあたっては、飛沫を飛ばさないよう、「机を向かい合わせにしない」、「会話を控える」などの対応を行う。
- (4) その他、学校における具体的な教育活動等における感染対策については、国のマニュアルや教育活動の実施等に関するQ&A、東京都のガイドラインを基本とし、必要に応じて、別途、学校と協議のうえ、教育委員会が定める。

4 感染者等が発生した場合の対応について

- (1) 学校は、保健所の判断により、当該児童・生徒の感染が判明した場合又は感染者の濃厚接触者に特定された場合は、欠席扱いとはせず出席停止の措置を取る。
 - ※ 出席停止の期間は、感染がないと確認できるまでとする。
 - ※ 「感染がないと確認できるまで」とは、医療機関（主治医等）または保健所の判断に基づき、決定する。
- (2) 濃厚接触者である児童・生徒に対する出席停止期間は、感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して2週間とする。
- (3) 児童・生徒の感染は家庭内感染が多いため、家族の感染が判明した場合や家族が濃厚接触者に特定された場合には、学校へ連絡をするよう保護者に依頼する。
- (4) 学校は、感染が判明した場合には、保健所及び学務課学校運営係（教職員の場合は、指導課指導主事）に報告したうえ、当該感染者が活動した範囲の物品等を消毒し、2次感染を防止する。
- (5) 学校は、学校保健安全法第20条に基づき、濃厚接触者が保健所により特定されるまでの間、保健所の調査や学校医の助言等により、感染者の学校内での活動の状況や地域の感染拡大の状況を踏まえ、教育委員会と協議のうえ、必要に応じて、学校の全部又は一部の臨時休業を実施する。なお、臨時休業の規模や期間についても、教育委員会と協議のうえ、決定する。
- (6) 学校は、上記（5）で臨時休業を実施した場合には、学校全部の臨時休業にあつては、全児童・生徒に対し、学校の一部の臨時休業にあつては対象学級の児童・生徒に対し、欠席扱いとはせず出席停止の措置を取る。
- (7) 学校は、児童・生徒の登校の可否について、学校が特に必要と認める場合は、教育委員会と協議の上、決定する。
- (8) 学校は、新型コロナウイルス感染症の流行に対して、感染を予防するために保護者が児童・生徒等を出席させなかった場合（体調不良等、風邪症状の場合も含む）においては、欠席扱いとはせず出席停止の措置とする。

5 退院の基準について（参考資料参照）

児童・生徒が、新型コロナウイルス感染症患者（PCR検査で「陽性」となった場合の退院については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」（令和2年6月25日健感発0625第5号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）に準じることとする。

Ⅲ 家庭における感染予防等（留意事項）

- (1) 毎日、児童・生徒の検温と健康観察（咳、体のだるさ、息苦しさの有無）を実施し、結果を健康管理のための表簿に記入して、学校へ提出（毎日）する。
- (2) 児童・生徒に発熱や咳、体のだるさ、息苦しさなど風邪の症状がある場合は、出席停止となるので登校を自粛する。
- (3) 家族に発熱や咳などの症状がある場合には、気になることとして健康管理のための表簿の所定の欄に記入する。
- (4) 登校時には、マスクを着用する。また、清潔なハンカチ、ティッシュ、必要に応じて、マスクを置いたり、持ち運んだりする際に使用する清潔なビニールや布等を持参する。
- (5) 手指消毒用のアルコール等を使用できない場合は、学級担任に連絡する。
- (6) 水道の蛇口、冷水器等からの感染防止のため、家庭から水筒を持参する。
(幼児は園の実情や発達を考慮した対応とする。)
- (7) 免疫力を高めるための「十分な睡眠」、「適度な運動」及び「バランスの取れた食事」等、規則正しい生活を心掛ける。

Ⅳ 教育委員会の役割

地域内の学校における感染拡大を防止し、感染者が確認された場合に迅速に対応できるよう、教育委員会は以下のとおり対応する。

- (1) 保健所と連携し、地域のまん延状況について情報収集するとともに、速やかに地域の感染レベルの変更を決定し、臨時休業の必要性や登校の可否等について判断する。
- (2) 各学校の対応状況の把握や必要物品の整備など、安全な衛生環境の確保や支援を行う。
- (3) 国や東京都が実施する感染状況の調査に協力し、感染者情報及び感染事例について情報提供を行う。
- (4) 医師会や薬剤師会等との広域的な対応のとりまとめや、感染症対策に関する保護者や地域への連絡や情報共有などを行う。

V 参考資料（国及び東京都の通知等）

- ▷ 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（ver.5）
《令和2年12月3日 文部科学省》
- ▷ 教育活動の実施等に関するQ&A
《令和2年8月20日更新 文部科学省》
- ▷ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の通院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）
《令和2年6月25日付厚生労働省感染症課長通知》
- ▷ 新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領
《令和2年5月29日版 国立感染症研究所 感染症疫学センター》
- ▷ 新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドライン【都立学校】～学校の「新しい日常」の定着に向けて～ 改訂版 ver.2
《令和2年9月14日 東京都教育委員会》

令和2年6月25日健感発0625 第5号厚生労働省健康局結核感染症課長通知（抜粋）

第1 退院に関する基準

新型コロナウイルス感染症の患者について、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第3条において準用する法第22条の「病原体を保有していないこと」とは、原則として次の①に該当する場合とする。ただし、次の②に該当する場合も差し支えないこととする。

- ① 発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合
- ② 発症日から10日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後24時間経過した後に核酸増幅法又は抗原定量検査（以下「核酸増幅法等」という。）の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

また、新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者については、原則として次の③に該当する場合に、退院の基準を満たすものとする。

ただし、次の④に該当する場合も退院の基準を満たすものとして差し支えないこととする。

- ③ 発症日から10日間経過した場合
- ④ 発症日から6日間経過した後に核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合
- ◆ 発症日とは、患者が症状を呈し始めた日とし、無症状病原体保有者又は発症日が明らかでない場合については、陽性確定に係る検体採取日とする。
- ◆ 症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることとする。

児童・生徒等又は教職員の感染が判明した場合のフロー

【学校から教育委員会への連絡・感染者の出席停止等】

学校は、児童・生徒等又は教職員が感染した旨の連絡を受けたら、

- 教育委員会（学務課）に連絡し、感染者の学校内での活動状況を伝える。
- 感染者が児童・生徒の場合、学校保健安全法第 19 条に基づく出席停止措置を行う。
- 感染者が教職員の場合、出勤させない扱いとする。

【教育委員会から保健所に相談】

教育委員会は、臨時休業の実施の必要性も含めて、保健所に相談。

【保健所による調査】

保健所は、学校等から情報を収集（調査）し、濃厚接触者の特定等を実施。
（学校及び教育委員会は、上記調査に協力）

【臨時休業の要否を判断】

教育委員会は、保健所の見解や学校医の助言等を踏まえ、学校の全部又は一部の臨時休業の要否を検討。

（右以外の場合）

学校内で感染が広がっている可能性が高い場合

- 学校教育活動を継続
- *状況に応じて、感染リスクの高い活動の見直し等
- 濃厚接触者がいる場合には、
児童・生徒が濃厚接触者の場合 → 出席停止措置
教職員が濃厚接触者の場合 → 出勤させない扱いとする。

- 学校保健安全法第 20 条に基づき、学校の全部又は一部の臨時休業

千代田区立学校における「地域の感染レベル」の判断基準

1 基準とするもの

学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準（文部科学省）

2 参考とするもの

東京都の感染状況等

3 感染レベルの考え方

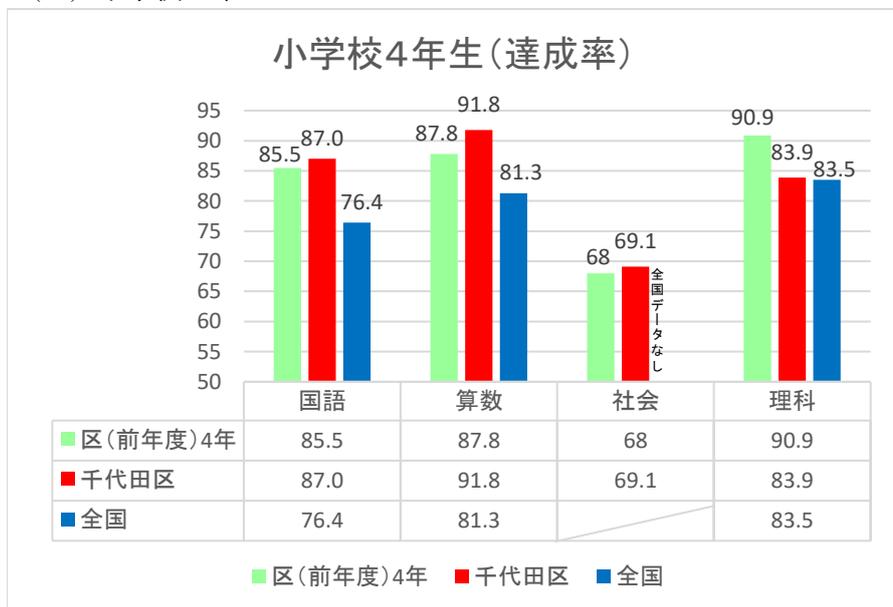
新型コロナウイルス感染症とともに生きていくことを受け入れ、①可能な限り、リスクを低減させる努力をしながらの継続的学校運営の実施や、② 校内におけるクラスターが発生していないことを条件に、

現在（12月7日時点）の千代田区立学校における感染レベルを「2相当」と判断する。

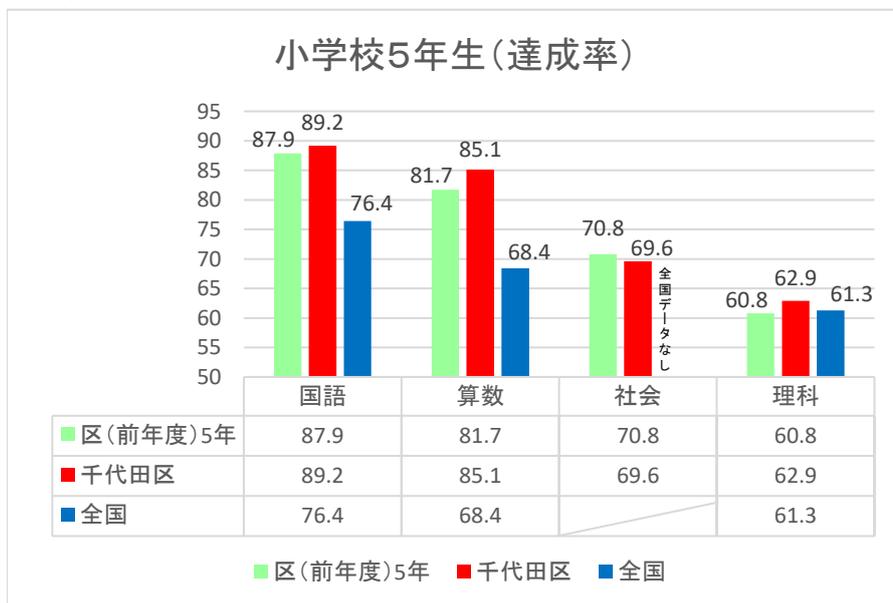
今後、国のガイドラインや東京都の感染状況によっては、感染レベルの変更もあり得る。

- 1 調査のねらい 学習指導要領において身に付けることが求められている各学校の必修教科の目標及び内容が、千代田区立学校の児童にどの程度身に付いているか状況を把握し、今後の指導法の改善に資する。
- 2 実施日 令和2年9月8日（火）
- 3 対象学年及び教科 小学校第4学年～第6学年【国語・社会・算数・理科】
- 4 報告内容 実施学年の達成率
※達成率とは、「おおむね満足」といえる目標値を上回る到達スコアであった児童の割合です。
- 5 集計結果

(1) 小学校4年生

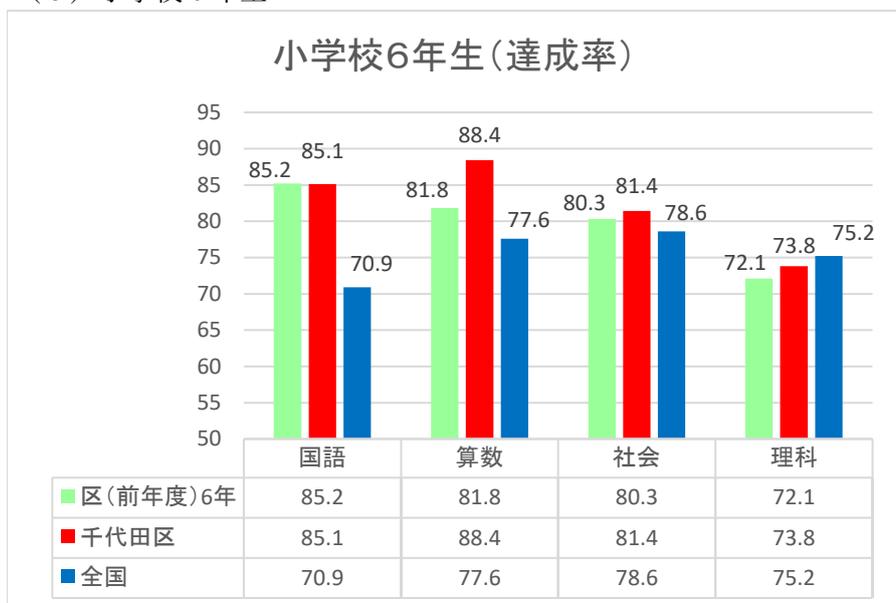


(2) 小学校5年生



※小学校第4学年、第5学年の社会については、千代田区や東京都の学習内容に対応する独自の問題を実施しているため、全国との比較はしない。

(3) 小学校6年生



(4) 意識調査(指導法の工夫改善の中心となる設問に対し肯定的に回答した割合) %

※各年度の学年で記載

項目	令和	小4	小5	小6
今まで教えてもらった先生は、自分のことを認めてくれていたと思う。 【学びの基礎力】 【豊かな基礎体験】	2年度 85.6 元年度 87.7	85.6	87.7	83.1
学校に行くのが楽しい。 【学びの基礎力】 【学びに向かう力】	2年度 85.6 元年度 82.3	85.6	83.2	82.6
自分で学習の計画を立てている。 【学びの基礎力】 【自ら学ぶ力】	2年度 65.1 元年度 65.4	65.1	71.2	73.9
授業を集中して受けている。 【学びの基礎力】 【学びを律する力】	2年度 88.7 元年度 86.4	88.7	82.8	87.9
筋道を立てて、物事を考えることができる。 【社会的実践力】 【問題解決力】	2年度 76.4 元年度 73.1	76.4	71.4	77.1
調べたことをパソコンでまとめたり発表したりすることができる。 【社会的実践力】 【社会参画力】	2年度 70.2 元年度 63.5	70.2	69.9	70.8
私は、話し合いのとき、考えや意見を進んで出している。 【学級力】 【対話力】	2年度 65.2 元年度 65.2	65.2	58.8	59.4
一人一人の心や命を大切にしている。 【学級力】 【共生力】	2年度 85.2 元年度 82.1	85.2	83.5	84.5
将来かなえてみたい夢がある。 【自己実現力】 【自己成長力】	2年度 81 元年度 88.1	81	82.8	82.1

(5) 意識調査(「ちよだみらいプロジェクト」に掲載の設問に対し、肯定的に回答した割合) %

※各年度の学年で記載

項目	令和	小4	小5	小6
きまりや規則を守っている。 【学級力】 【規律力】	2年度 89.3 元年度 89.3	89.3	89	89.4
いじめは、どんな理由があってもいけない。 【豊かな心】 【自分を律する力】	2年度 96.7 元年度 91.1	96.7	96.5	93.8

※ 経年経過で向上した項目

いじめ、不登校、適応指導教室の状況(令和2年11月末の報告)

教育委員会資料
令和2年12月22日
指 導 課

校種	学年	いじめ報告数			不登校者数			適応指導教室利用者数	
		今月未解消	今年度解消(転出含)	今年度累計	今月不登校者	今年度学校復帰(転出含)	今年度累計	今月利用数	前月利用数
小学校	1年	1 (+1)		1	1 (+1)		1		
	2年	0 (-2)	4 (+2)	4	1		1		
	3年		1	1	4 (+3)		4		
	4年	1	1	2	5		5		
	5年	1 (-2)	6 (+2)	7	4 (+2)		4		
	6年	3 (+1)	8	11	14 (+4)		14	5 (+1)	4
中・中等(前期)	1年		1	1	8		8		
	2年	1		1	16 (+2)		16	6 (+2)	4
	3年	1		1	20 (+3)		20		
中等(後期)	4年				1		1		
	5年								
	6年								
計	合計	8 (-2)	21 (+4)	29	74 (+15)		74	11 (+3)	8

令和2年 特別区人事委員会による報告について

特別区人事委員会は、令和2年12月3日（木）、職員の給与（月例給）等について、次のとおり報告を行った。

1 職員の給与に関する報告

(1) 職員の給与（月例給）に関する報告

- 本年における月例給の改定は無し
- 職員の給与が民間従業員給与を157円（0.04%）上回っているが、較差は僅少であり、給料表や諸手当の適切な改定を行うことは困難なため
- 報告の概要（昨年比較）

	公民較差	改定額・率			平均給与	平均年齢
		給料	諸手当	はね返り		
令和2年報告 (R2.12.3)	△157円 (△0.04%)	0円 (0.00%)	0円 (0.00%)	0円 (0.00%)	380,961円	39.1歳
令和元年勧告 (R元.10.21)	△2,235円 (△0.58%)	△1,863円 (△0.48%)	0円 (0.00%)	△372円 (△0.10%)	385,424円	39.4歳

※はね返り：給料等の改定により変化する手当の増加・減少額

【参考】特別給改定の内容（令和2年10月23日付特別区人事委員会勧告）

- 民間における特別給の支給状況を勘案し、年間の支給月数を0.05月引き下げ、12月の期末手当から差引き（現行4.65月→4.6月）
- これにより、職員の平均年間給与は約2万円の減

2 人事・給与制度、勤務環境の整備等に関する意見

(1) 人事・給与制度

ア 高齢層職員の能力及び経験の活用

- 定年引上げに関する法案審議や他団体の動向を注視していくとともに、特別区の実態を踏まえながら、任命権者と連携して制度を検討

イ 会計年度任用職員への対応

- 任命権者においては、引き続き適正な制度の運用に向け、会計年度任用職員に対する人事評価の実施や会計年度単位での職の見直し等に留意

(2) 勤務環境の整備等

ア 多様で柔軟な働き方

- テレワークの導入に当たっては、自然災害時や感染症流行時における業務継続の必要性に加え、職員それぞれのライフスタイルに応じた働き方を実現し、その結果として業務効率や生産性の向上に資する制度としていくことが重要

イ 仕事と家庭の両立支援

- 男性職員の育児休業取得率等の更なる向上を目指し、育児休業を取得した職員の体験談を用いた周知や職場での理解促進のための取組等を継続することで、希望する職員が育児休業を取得しやすい環境づくりをより一層推進していく必要

ウ 長時間労働の是正及び年次有給休暇等の取得促進

- 各区においては、今後、時間外・休日労働に関する協定を踏まえた適切な労働時間の管理が求められる一方で、依然として長時間の超過勤務が恒常的に発生している部署があり、より一層、超過勤務の縮減に向けた不断の取組を進めることが必要

エ メンタルヘルス対策の推進

- メンタルヘルス不調の兆候がみられる職員には、管理監督者から積極的に声掛けを行い、十分に話を聞くなどして、早期発見及び早期対応することが重要

オ ハラスメントの防止対策

- 各職員が研修を通じてハラスメントについて正しく理解し、自らの普段の言動を見返すなど、意識の向上に努めるほか、組織全体で問題意識を共有し、ハラスメント発生の兆候があった際には、組織の問題として迅速に対応することが重要

教育委員会行事予定表

教育委員会資料
令和2年12月22日
子ども総務課

月	日	曜	時刻	行事(事業名)	場所等	出席者等
12	22	火	15:00~	教育委員会定例会 ◎	区役所(教育委員会室)	教育委員出席
12	23	水				
12	24	木				
12	25	金				
12	26	土				
12	27	日				
12	28	月				
12	29	火	7:30~	年末保育	西神田保育園	
12	30	水	7:30~	年末保育	西神田保育園	
12	31	木				
1	6	水				
1	7	木		適性検査郵送願開始(～1/12、区分Bのみ)		
1	8	金				
1	9	土				
1	10	日				
1	11	月				

教育委員会行事予定表

月	日	曜	時刻	行事(事業名)	場所等	出席者等
1	12	火				
1	13	水	9:00~	適性検査出願①(区分Aのみ)	九段中等教育学校	
1	14	木	9:00~	適性検査出願②(区分Aのみ)	九段中等教育学校	
1	15	金				
1	16	土				
1	17	日				
1	18	月				
1	19	火	11:00~	適性検査応募状況の発表	九段中等教育学校	
1	20	水				
1	21	木				
1	22	金				
1	23	土				
1	24	日				
1	25	月				
1	26	火	15:00~	教育委員会定例会 ◎	区役所(教育委員会室)	教育委員出席
1	27	水				
1	28	木				
1	29	金				
1	30	土				
1	31	日				

「広報千代田」
1月5日号広報原稿一覧

子ども部・地域振興部（文化振興課、生涯学習・スポーツ課） 10件

課	件名	事業の概略	とき	会場	主催者
			開催日・開催期間	住所は区立施設以外のみ記入	区以外が主催のとき
1	児童・家庭支援センター 「親と子の絆プログラム」ノーバディズ・パーフェクト	お子さんと離れ、ママ同士で子育ての悩みや困りごとを話し、自分らしい子育て方法を見つける	2月3日～3月10日毎週水曜(全6回)10時～12時	一番町児童館	
2	児童・家庭支援センター 子育てサポートが受けられる利用会員登録説明会	自宅へ子育て・家族支援者を派遣し、宿泊や病後児の保育なども行う、千代田子育てサポート事業の利用会員登録説明会	1月29日(金)10時30分～11時30分	あい・ぽーと麹町(三番町7)	NPO法人あい・ぽーとステーション
3	学務課 小・中学校入学予定のお子さんの保護者へ	区立小・中学校に入学する子どもの保護者へ入学通知書を送付する旨のお知らせ			
4	文化振興課 ～星のソムリエが語る～もうひとつの地球を探して	人間が移り住めるような惑星について解説	2月17日(水)19時～21時	日比谷図書文化館	日比谷図書文化館
5	文化振興課 内幸町ホール芸術鑑賞事業 オペラ「椿姫」(ハイライト版)字幕付原語上演 区民招待	世界で最も上演されている作品の一つオペラ「椿姫」の原語上演に区内在住・在勤・在学者5名を無料招待	2月6日(土)	内幸町ホール	内幸町ホール

6	文化振興課	四番町図書館おはなし会	毎月開催している四番町図書館のおはなし会	第1・第3金曜15時30分～、毎週土曜11時～	2階児童室	四番町図書館
7	生涯学習・スポーツ課	ジュニアスキー教室	区内在住・在学の小学3年生～6年生、中学生とその保護者向けのスキー教室	3月19日(金)19時30分～21日(日)	菅平高原スキー場(長野県上田市/宿泊先=リゾートロッジ花す画)	千代田区体育協会
8	生涯学習・スポーツ課	すぼすたちよだクラブスタディ(文化学習)プログラム	かんたん本格スイーツクッキング「バイクドチョコレート」(すぼすた会員でない方も参加可)	2月4日(木)18時30分～20時30分	スポーツセンター	九段生涯学習館
9	生涯学習・スポーツ課	お水でエクササイズ!	中学生を除く15歳以上の方を対象の水中エクササイズ教室	2月5日～26日の毎週金曜(全4回)19時～19時50分	スポーツセンター	スポーツセンター
10	生涯学習・スポーツ課	スポーツセンター休館のお知らせ	スポーツセンターの設備点検による休館の周知	定例休館日=1月18日(月)、全館臨時休館(設備点検)=1月19日(火)～22日(金)	スポーツセンター	スポーツセンター

令和2年度 教育広報かけはし 掲載案

教育委員会資料
令和2年12月22日
子ども総務課

年3回発行

	115号 H30年6月1日発行	118号 R1年6月20日発行	121号 R2年7月22日発行
1	入園式・入学式特集	入園式・入学式特集	入園式・入学式特集
2	平成30年度次世代育成関連予算と主な事業	これまでのオリパラ教育の取組	千代田区のICT教育
3	いじめ問題特集		オンライン学習の取組
3	SNSのルールについて		
4	学校説明会のお知らせ		
4	子どもの遊び場 夏期の運用について	子どもの遊び場紹介	4月開設の認可保育園 新任校園長のご紹介
	新任校園長のご紹介 教育委員就任のご挨拶	新任校園長のご紹介	教育委員会の開催状況
	教育委員会の開催状況	教育委員会の開催状況	教育長コラム

	116号 H30年12月6日発行	119号 R1年12月10日発行	122号 R2年12月10日発行
1	TGG（東京グローバルゲートウェイ）	Let's2020① （オリパラ教育）	運動会特集
2	中学校、中等教育学校の合宿紹介	子どもケアプランがはじまります！ CES活動の紹介	子育て支援対策特集 ・子育てコーディネーター ・子どもショートステイ ・一時預かり ・子育てひろば ・ファミリーサポートセンター
3	九段小学校・幼稚園 新校舎竣工	ウエストミンスター 受入報告	教員研修
		教科書採択結果	千代田ICT教育
4	学力調査、体力調査の結果から	学力調査、体力調査の結果から	教科書採択結果
	9月開設の認可保育所	10月開設の認可保育所	安全・安心メールの紹介
	教育委員会の開催状況	教育委員会の開催状況	教育委員会の開催状況

	117号 H31年3月7日発行	120号 R2年3月10日発行	123号 R3年3月 日発行
1	子どもの遊び場 くんだりした こどもひろばの開設	Let's2020② （オリパラ教育）	連合作品展
2	ウエストミンスター 派遣報告	TGG（東京グローバルゲートウェイ） 研究協力校園の発表	千代田区のICT教育
	平成31年4月開設の認可保育所特集		
3	研究協力校園の発表	ウエストミンスター 派遣報告	みんなで守ろう！ SNSルール
	連合作品展	連合作品展	研究協力校園の発表
4	中学生東京駅伝大会	中学生東京駅伝大会	CES活動の紹介
	CES活動の紹介	五人囃子演奏会の紹介	
	教育委員会の開催状況	教育委員会の開催状況	教育委員会の開催状況
	行事予定表 （H31年4～3月）	行事予定表 （R2年4～3月）	行事予定表 （R3年4～3月）